

処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	漁業権の条件			根拠条項	第86条第4項		
処分基準	知事は、免許後に漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 公開による意見の聴取	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次	